一印旭川地方卸売市場における売買取引の方法

品目	売買取引の方法	
生鮮水産物及び加工品	せり又は入札又は相対※	

[※]開設者が、不適当と認めた場合は、相対取引によることができる。

一印旭川地方卸売市場における支払期日・支払方法その他の決済の方法

売買取引	支払期日	支払方法
出荷者と卸売業者との取引	卸売業者は、卸売をした日の翌日まで に売買仕切金を送付	送金又は現金
卸売業者と買受人との取引	物品を引き渡した日 (卸売業者と買受人等で支払猶予の 特約をしたときは、その特約で定めら れた期日まで)	送金又は現金

上記以外の取引は、当事者間の契約による。